

平成31年2月定例会

春日部市教育委員会会議録

平成31年2月13日

春日部市教育委員会

I	期 日	平成31年2月13日 水曜日
II	場 所	教育センター2階 会議室
III	開 会	14時00分
IV	閉 会	15時04分

V 教育長及び出席委員

教育長	植竹 英生
教育長職務代理者	金森 良泰
委員	水沼 章文
委員	川端 知里
委員	岡田 新司

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	大山 祐二
学校教育部学務指導担当部長	川崎 信雄
学校教育部次長兼学校総務課長	高橋 弘道
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	加藤 大二
学校教育部参事兼学校総務課担当課長兼市民文化会館長	白石 雅昭
学校教育部参事兼施設課長	宮野 和明
学校総務課学校管理担当課長	今井 達哉
学務課長	小岩井 稔之
指導課教職員担当課長	田村 嘉則

【社会教育部】

社会教育部長	小谷 啓敏
社会教育部次長兼社会教育課長	関根 敦夫
社会教育部参事兼中央公民館長	須藤 俊英
社会教育課生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	根岸 昌史
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	野口 美明
スポーツ推進課スポーツ施設担当課長	伊田 孝史
中央公民館事業担当課長	城田 徹

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
--------------	-------

VIII 署名委員の指名
水沼委員

IX 会議に附した議案

議案第 1 号 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

議案第 2 号 春日部市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議案第 3 号 平成 30 年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について

議案第 4 号 平成 31 年度春日部市一般会計（教育費）予算について

報告第 3 号 春日部市就学援助実施要綱の制定について

報告第 4 号 春日部市生涯学習人材情報の登録及び提供に関する要綱の制定について

報告第 5 号 かすかべし出前講座実施要綱の制定について

X 議題及び議事の概要

植竹教育長

ただいまから2月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。水沼委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

植竹教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

植竹教育長

前回会議録は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第1号 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてを議題としますが、議案第1号から議案第4号までについては、3月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

植竹教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

それでは、議案第1号について、説明を求めます。

高橋課長、お願いします。

高橋学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第1号、春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、教育長の期末手当の規定を改正したく提案するものでございます。

次に、条例の主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

第1条は、教育長の給与等に関する条例を一部改正するものでございます。

教育長の給与等に関する条例の第5条で、期末手当について規定しておりますが、第2項中、期末手当の支給率を、6月分では「100分の212.5」を「100分の215」に、12月分では「100分の227.5」を「100分の230」に、それぞれ改めるものでございます。

第2条は、同じく、教育長の給与等に関する条例を一部改正するものでございます。

教育長の給与等に関する条例の第5条第2項中、期末手当の支給率を、6月分の「100分の215」を、12月分では「100分の230」を、それぞれ「100分の222.5」とし、6月分と12月分の支給率を同率に改めるものでございます。

3ページをご覧ください。

附則につきましては、第1項では、施行期日等について定めるもので、この条例は公布の日から施行すること。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行することを定めるものでございます。

また、第2項では第1条の期末手当の支給率に関する規定は、平成30年6月1日から適用することを定めるものでございます。

また、第3項では、第1条の規定に基づいて支給する期末手当の内払いについて定めるものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第2号 春日部市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

議案第2号、春日部市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整

備等に関する条例の制定につきまして、提案理由及びその内容を説明申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市立学校設置条例の一部改正等に伴いまして、関係条例を一括して改正するため、条例を制定したく提案するものでございます。

次に、主な改正内容ですが、春日部市立学校設置条例が平成31年4月1日施行されることに伴い、従来の小学校、中学校の他に義務教育学校が設置されることから、教育委員会所管分8条例を含む13条例を一括して改正するものでございます。また、改正内容の説明については、議案書7ページ以降の第3章、教育環境に関する条例について説明を申し上げます。

それでは、議案書7ページをご覧ください。

第6条、春日部市立小・中学校学区審議会条例の一部改正、議案書8ページ、第7条、春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。

続きまして、第8条、春日部市教育職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正、第9条、春日部市教育職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正につきましては、中学校を中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。

議案書9ページをご覧ください。

第10条、春日部市立小・中学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例の一部改正、第11条、春日部市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正につきましても、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。

議案書10ページ、第12条、春日部市いじめ防止条例の一部改正につきましても、中学校を中学校及び義務教育学校に改めるものでございます。

第13条、春日部市学校給食センター条例の一部改正につきましても、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に改めるとともに、字句の整理を行うものでございます。

議案書11ページをご覧ください。

第9条、給食センターの運営委員会の委員数につきましては、江戸川小中学校の開校に伴い、小学校数が減少することに伴い、同委員会の委員数を現在の14人から11人に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を、平成31年4月1日とすることを定めております。

また、第2項は、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員、第3項は、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医等公務災害補償認定委員会委員、第4項は、学校給食センター運営委員会委員の任期に関する経過措置をそれぞれ定めているものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号 春日部市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第3号 平成30年度春日部市一般会計（教育費）補正予算についてを議題とし、説明を求めます。

高橋次長、お願いします。

高橋学校教育部次長（兼）学校総務課長

議案第3号、平成30年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書12ページをご覧ください。

提案理由でございますが、3月定例市議会に提案する平成30年度春日部市一般会計補正予算に教育費補正予算を要求したく提案するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましては、配布いたしました平成30年度春日部市一般会計（教育費）補正予算書及び事業別概要書（第6号）に基づきまして説明申し上げます。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

第1表、歳出予算補正で総括表でございます。

10款、教育費、補正前の額、60億6,647万4千円から、2億3,941万4千円を増額し、補正後の額を63億588万8千円とするものでございます。

次に、2ページ、第2表、繰越明許費補正でございます。小学校体育館トイレ改修事業をはじめ4件について、追加するものでございます。

次に、3ページ、第3表、債務負担行為補正でございます。小学校印刷機賃貸借をはじめ7件について、限度額を変更するものでございます。

次に、4ページ、第4表、地方債補正でございます。4ページ、上段の表につきましては、小学校体育館トイレ改修事業をはじめ3件について、追加するものでございます。また、下段の表につきましては、中学校体育館耐震対策事業について、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入及び歳出の事業別概要について、主な内容を説明申し上げます。

まず、歳入でございます。5ページをご覧ください。

上から3段目、13款、国庫支出金、2項6目1節、学校施設環境改善交付金、4,917万5千円の増は、小学校体育館トイレ改修工事、及び小学校校舎トイレ改修工事に対し、国から補助金が交付されるため、補正するものです。

次に、下から２段目、学校施設環境改善交付金、３，６５０万４千円の増は、中学校体育館トイレ改修工事、及び中学校体育館耐震対策工事に対し、国から補助金が交付されるため、補正するものです。

次に、６ページ下から２段目、１９款、諸収入、４項３目１節、埋蔵文化財受託事業収入、３７０万７千円の減は、受託件数が減となるため、補正するものでございます。

次に、７ページ１段目、２０款、市債、１項７目１節、小学校体育館トイレ改修事業債、２，０５０万円の増は、小学校体育館トイレ改修事業に充てる市債でございます。

次に、その下、小学校校舎トイレ改修事業債、１億６１０万円の増は、小学校校舎トイレ改修事業に充てる市債でございます。

次に、その下、中学校体育館トイレ改修事業債、２，６８０万円の増は、中学校体育館トイレ改修事業に充てる市債でございます。

次に、一番下、中学校体育館耐震対策事業債、１億６，４４０万円の増は、中学校体育館耐震対策事業に充てる市債でございます。

次に、歳出でございます。今回の補正予算歳出の主なものは、当初予算に計上していた各種業務委託料などについて、それぞれ契約金額が確定し、その結果、契約差金が生じたことから減額補正するものでございます。

また、人件費につきましては、平成３０年人事院勧告に伴う給与改定及び給与に不用額が生じたことにより、補正するものでございます。

そのため、契約差金及び人件費以外の主な内容について、説明申し上げます。９ページをご覧ください。

最下段、小学校体育館トイレ改修事業、２，６１２万５千円の増は、国の補正予算に伴い、小学校体育館トイレ改修工事を実施するため、補正するものです。

次に、１０ページ１段目、小学校校舎トイレ改修事業、１億４，８３７万４千円の増は、設計委託の契約額が確定したこと及び国の補正予算に伴い小学校校舎トイレ改修工事を実施するため、補正するものです。

次に、下から２段目、中学校要保護及び準要保護就学援助事業、７３５万８千円の減は、支給対象生徒数が減少したことに伴い、補正するものです。

次に、１１ページ１段目、中学校体育館トイレ改修事業、３，３２４万２千円の増は、国の補正予算に伴い中学校体育館トイレ改修工事を実施するため、補正するものです。

次に、上から２段目、中学校体育館耐震対策事業、２億４８２万円の増は、国の補正予算に伴い中学校体育館耐震対策工事を実施するため、補正するものです。

次に、１３ページ下から２段目、埋蔵文化財発掘調査受託事業、３７０万７千円の減は、受託件数が減となるため、補正するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

今の説明の中で、小学校体育館トイレ改修事業及び中学校体育館トイレ改修事業では、

かなりの額の補正予算を計上しておられますが、事業を実施する学校は、どちらを予定されていますか。

宮野学校教育部参事（兼）施設課長

小学校体育館トイレ改修事業及び中学校体育館トイレ改修事業の対象校ですが、小学校につきましては2校ございまして、藤塚小学校及び中野小学校となります。

中学校につきましても2校ございまして、豊春中学校及び大沼中学校となります。

以上でございます。

水沼委員

各校の校舎等の耐震補強工事は完了していると思います。これからは、学校のトイレの改修というのが大きな事業になってくるかと思いますが、順次、国の予算を求めることによって改修していく予定はございますか。

宮野学校教育部参事（兼）施設課長

校舎等のトイレ改修の事業計画でございますが、今年度、平成30年度におきまして内牧小学校の校舎トイレの実施設計を行っております。今回の補正予算へ計上させていただきましたが、小学校校舎トイレ改修事業において、内牧小学校の工事を施工する予定となっております。

今後は、第2次春日部市総合振興計画に基づきまして、5年後に洋便器率を35%という目標を掲げておりますので、総合振興計画に基づく前期基本計画でも年次的に実施していく予定となっております。

以上でございます。

水沼委員

ありがとうございました。

もう1点、補正予算書9ページの小学校教科用図書等整備事業で、約1億円の減額補正となっておりますが、減額理由の説明をお願いいたします。

植竹教育長

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

こちらの補正減につきましては、今年度当初に、平成31年度、教科書採択による採択替えが予定されておりました。この予定が、来年度に持ち越しになりましたことから、3月議会において減額とするものです。

植竹教育長

小・中学校のトイレの改修については、年次計画があって進めているのでしたよね。

宮野学校教育部参事（兼）施設課長

そのとおりです。5年間の年次計画を定めております。現在は、この計画の半分ほど進んでいる状況です。

水沼委員

5年間で洋便器率を35%までに達成させるということですか。

宮野学校教育部参事（兼）施設課長

第2次総合振興計画は10年間の計画となっております。洋便器率35%と目標を掲げております。更に具体的な内容としましては、前期基本計画に載っております。各年度で何校ずつ実施していくかを定めておるものです。

植竹教育長

計画に沿って進められているということだと思います。
他に、何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号 平成30年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第4号 平成31年度春日部市一般会計（教育費）予算についてを議題とし、説明を求めます。

高橋次長、お願いします。

高橋学校教育部次長（兼）学校総務課長

議案第4号、平成31年度春日部市一般会計（教育費）予算について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

提案理由でございますが、3月定例市議会に提案する平成31年度春日部市一般会計予算に教育費予算を要求したく提案するものでございます。

次に、内容につきましては、配布いたしました平成31年度春日部市一般会計（教育費）予算書及び事業別概要書に基づきまして説明申し上げます。

最初に、春日部市全体の平成31年度当初予算につきまして、教育費を含めた市の一般

会計予算規模は、721億4,000万円で前年度対比は1.4%の増でございます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表、歳出予算の総括表でございます。平成31年度教育費予算総額は、57億4,419万円で、年度対比で1億5,953万6千円の減、率にして2.7%の減であり、一般会計における教育費の占める割合は、8.0%でございます。

次に、2ページ、第2表、債務負担行為は、表のとおり、3件について、期間及び限度額を定めるものでございます。

次に、3ページ、第3表、地方債は、表のとおり、2件について、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。

次に、歳入及び歳出の事業別概要について、学校教育部、社会教育部それぞれから説明させていただきます。はじめに、学校教育部分の主な内容について、前年度対比で大きく増減のありました項目について説明申し上げます。

まず、歳入でございます。7ページをご覧ください。

上から4段目、14款、県支出金、みどりいっぱい園庭・校庭促進事業補助金は、新たに江戸川小中学校において、校庭芝生化工事を行うため、増額となるものでございます。

次に、11ページの1段目、20款、市債、小学校体育館耐震対策事業債は、小学校体育館耐震対策に充てる市債です。

次に、歳出でございます。

12ページ、最下段、教育センター管理事務、732万4千円の増は、教育センターのエレベーター更新工事の設計委託などを行うことに伴うものです。

次に、13ページ最下段、学校教育支援事業、522万5千円の増は、普通学級支援助手等の臨時職員を増員することに伴うものです。

次に、15ページ、最下段、スクール・サポート・スタッフ配置事業、286万5千円の増は、教員の負担軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するための、スクール・サポート・スタッフを、新たに市内3校に配置することに伴うものです。

次に、16ページの3段目、小学校運営事業、1,821万8千円の増は、光熱水費の増、及び、江戸川小中学校前期課程のプール授業を新たに民間プールへ委託することに伴うものでございます。

次に、17ページ1段目、小学校情報教育推進事業、1億1,493万8千円の増、及び、19ページ、上から4段目、中学校情報教育推進事業、4,751万5千円の増は、コンピューター教室のパソコン及び校務用パソコンの更新とともに、未整備の学校にLAN環境を整備することに伴うものでございます。

次に、戻りまして17ページ、3段目、江戸川小中学校スクールバス運行事業は、江戸川小中学校の開校により、通学する学区内の児童の安心安全の確保のため、スクールバスを導入することに伴うものでございます。

次に、18ページ、下から2段目、小学校体育館耐震対策事業、880万円の増は、南桜井小学校の体育館外壁等の耐震対策工事の設計委託を実施することに伴うものでございます。

次に、その下、小学校校舎トイレ改修事業、1,048万1千円の増は、豊野小学校校舎のトイレ改修を実施するための設計委託、及び中野小学校の校舎トイレのリフレッシュ改修を実施することに伴うものです。

次に、19ページ、最下段、中学校施設維持・管理事業、986万1千円の増は、新たに江戸川小中学校において校庭芝生化工事を行うことに伴うものです。

次に、20ページ、下から2段目、中学校普通教室等エアコン整備事業、3,556万4千円の減は、学校再編に伴うエアコンの移設が完了したことに伴うものでございます。

次に、最下段、中学校特別教室エアコン整備事業、544万5千円の増は、生徒の学校環境の改善を図るため、中学校の特別教室にエアコンを整備するための設計委託を実施することに伴うものでございます。

以上、学校教育部所管分です。

関根社会教育部次長（兼）社会教育課長

続きまして、社会教育部所管分の主な内容につきまして、同じく、前年度対比で大きく増減のありました項目について、説明申し上げます。

まず、歳入について、説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

下段の、13款、国庫支出金、3節、社会教育費補助金のうち、文化財保存事業費補助金の116万7千円の減は、諸開発行為に先立つ確認調査および個人住宅の建設等に伴う事前の記録保存のための発掘調査、並びに神明貝塚の保存目的の調査に対する国庫補助金ですが、平成30年度に取組みました神明貝塚の集落復元模型の作成を終えたことに伴い減額となったものでございます。

次に、7ページ、14款、県支出金、4節、社会教育費補助金のうち、文化財保存事業費補助金の43万3千円の増は、国庫補助金に対する県費の随伴補助にあたりますが、平成31年度には県指定文化財への解説板の設置に対して1/2の県費補助が新たに加わったことから増額となったものでございます。

次に、歳出でございます。

22ページ、青少年教育事業の119万1千円の増は、頒布用のかすかべ郷土かるたの在庫がわずかとなったため、2,000組の増刷を行うことによる印刷製本費の増額となるものでございます。

同じく22ページ、放課後子ども教室推進事業の19万7千円の増は、小学校で実施している放課後子ども教室について、実施校が現在の21校から23校の全校実施となるため、この2校増に伴う消耗品等の費用が増額となったものでございます。

次に23ページ、生涯学習推進事業の44万7千円の減は、第2次生涯学習推進計画策定の監修をお願いしていましたが、策定が終了したこと等による謝礼の減、また毎年1,000部作製しておりましたが、生涯学習パスポートはるがく帳につきまして、平成30年度に2,000部作製したため、印刷製本費の減額となるものでございます。

次に、同じく23ページ、公民館運営事業の4,095万2千円の増は、老朽化が進む各公民館の施設修繕を実施するため増額となったものでございます。

次に、24ページ、公民館設備改修事業の4,229万1千円の増は、豊春地区公民館

の空調機更新工事を実施するため増額となったものでございます。

次に、同じく24ページ、図書館運営事業の811万3千円の減は、図書館システム等の更新にあたり、安価に賃貸借契約できたことに伴い、減額となったものでございます。

次に、25ページ、文化財保護事業の148万1千円の減は、平成30年度は国庫補助金の交付を受けまして、神明貝塚の集落復元模型の作成を行いました。平成31年度は主に神明貝塚の国指定への事務の推進と模型を活用した巡回展、シンポジウムの開催とソフト事業に取り組むために減額となったものでございます。

次に、26ページ、郷土資料館運営事業では41万9千円の増となります。展示の開催を周知するためのチラシと、資料整理用の中性紙封筒の印刷などによる増額となります。

次に、27ページ、体育総務事務103万3千円の増は、東京オリンピック機運醸成イベントに係る費用及びスポーツ推進委員の委嘱に伴う被服費の増額によるものでございます。

次に、同じく27ページ、大風マラソン大会実施事業299万4千円の減は、記念大会の終了に伴い、記念大会開催補助金が減額となったことによるものでございます。

次に、同じく27ページ、民間等プール利用事業46万9千円の減は、施設利用補助金の利用見込人数を実績としたことに伴い、減額となったものでございます。

次に、28ページ、小中学校体育施設開放事業173万7千円の増は、施設修繕箇所を増や学校プール開放監視業務委託料の増などに伴い、増額となったものでございます。

次に、同じく28ページ、体育施設運営事業4,249万9千円の増は、牛島球場スコアボードなどの施設修繕、(仮称)総合体育施設整備基本計画等策定委託料の増、市民武道館の畳入れ替えなどに伴い、増額となったものでございます。

以上が、平成31年度一般会計予算の教育費のうち、社会教育部所管分にかかる主な内容についての説明でございます。

よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

予算書15ページの、スクール・サポート・スタッフ配置事業は新規事業になるのかと思いますが、この事業の具体的な説明をお願いいたします。

田村指導課教職員担当課長

スクール・サポート・スタッフ配置事業につきまして、説明をさせていただきます。

事業内容でございますが、国、県との共同の新規事業でございます。教員の働き方改革の一環として、市で臨時職員を雇用しまして、教員の授業以外の業務の一部を任せるというものでございます。そのことにより、教員の授業や子どもと接する時間を創出しようというものでございます。

具体的には、保護者あての手紙ですとか、学校だより、授業で使う教材、プリント等の印刷業務、また、掲示物の作成や修繕、あるいはホームページの作成等、児童・生徒の成

績ですとか個人情報等に係わらない仕事を依頼するものでございます。

公募によりまして、教員免許等の資格については、特に規定はしておりません。
以上でございます。

水沼委員

事業概要のところに採点教務補助というものがありますが、いまの説明の中で、このことは入っていませんでしたけれども、どうなのでしょう。

田村指導課教職員担当課長

事業概要で申している採点教務補助というのは、中間・期末テストの採点ではなく、宿題のチェックのような補助的な採点教務を意味しております。

水沼委員

意見としてですが、一般的に採点と言ったらマルバツをつける意味合いで解釈します。事業概要の説明の表現が、少し引っかかる気がします。

植竹教育長

他に、何かご質問はありませんか。

金森教育長職務代理者

ここで質問する内容では無いかもしれませんが、上沖小学校の校門横で昨年12月くらいからフェンスが20から30メートルくらい倒れており、今でもブルーシートで覆われておりますが、このような状況を早めに元に戻す、あるいは修理、修繕を行わないのか、予算の関係で実施が遅れているのかと色々と思っておりましたが、まもなく3月になってしまいますので手を打っていただければ有り難いです。

宮野学校教育部参事(兼)施設課長

上沖小学校正門付近のフェンス倒壊についてですが、近隣の方が車で追突してしまったものでして、修繕にあたっては自動車保険で対応することとなっており、現在、保険会社と協議しております、フェンスを元に戻す範囲等は決まりましたが、この材料の入荷待ちの状況ですことから仮の形で囲っております。

以上でございます。

金森教育長職務代理者

フェンスが根元から折れている場所もございましたので、錆などによる老朽化が原因なのかと考えたのですが違ったのです。事故が起きた時間に、子どもが登下校していなくて良かったです。

ありがとうございました。

植竹教育長

他に、何かご質問はありませんか。

水沼委員

27ページの体育総務事務で、先程の説明ですとオリンピックという表現が出ましたが、いま一度、説明していただけますでしょうか。

植竹教育長

関根次長、お願いします。

関根社会教育部次長（兼）社会教育課長

体育総務事務、103万3千円の増についてですが、東京オリンピック機運醸成イベントに係る費用及びスポーツ推進委員の委嘱に伴う被服費の増額によるものと説明させていただきました。

植竹教育長

野口課長、お願いします。

野口スポーツ推進課長

ただいま次長がご説明いたしました来年度予算にオリンピックの機運醸成イベントの予算を計上させていただいております件につきまして、その内容は2020年の東京オリンピックにおいてサッカーやバスケットボール等、埼玉県内で開催される競技に関連したイベントを検討したいと考えております。例えばサッカーでは、元Jリーガーによる子ども達へのサッカー教室やミニゲーム等が考えられるところでございます。

植竹教育長

他に、何かご質問はありませんか。

岡田委員

スクール・サポート・スタッフ配置事業ですが、何人くらい雇用する考えなのか、また、保護者への説明はされたのかについて教えていただきたい。

植竹教育長

田村課長、お願いします。

田村指導課教職員担当課長

スクール・サポート・スタッフ配置事業は、新規事業1年目ということで、小学校に2名と中学校に1名の計3名の雇用を予定しております。

保護者への説明につきましては、配置された学校の保護者あるいはPTAに、ホームページですとか保護者会等で、業務の内容を説明していきます。

植竹教育長

配置する学校は決まっていますか。

田村指導課教職員担当課長

決定はしていませんが、概ね大きな学校を対象に考えております。

川端委員

スクール・サポート・スタッフ配置事業は、今後、配置する学校を継続して増やしていくられるのでしょうか。

田村指導課教職員担当課長

県や国の予算もありますが、増やしていけるよう要望してまいります。

植竹教育長

他に、何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

植竹教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号 平成31年度春日部市一般会計（教育費）予算について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

植竹教育長

挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第3号 春日部市就学援助実施要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

報告第3号、春日部市就学援助実施要綱の制定につきまして、報告いたします。

議案書14ページをご覧ください。

就学援助制度は、経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、金銭的援助を行う制度でございます。

このたび要綱の制定に至った経緯でございますが、1月1日現在に春日部市外に住所を

有する者の申請にあたって、所得の認定審査に必要な地方税関係の情報をマイナンバーによって照会することが可能になったことから旧要綱を廃止し、新たに春日部市就学援助実施要綱を制定したものでございます。

次に、要綱の内容について説明申し上げます。

議案書15ページをご覧ください。

はじめに、第1条の目的でございますが、公立小・中学校又は義務教育学校に就学する学齢児童生徒及び就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを定めております。

また、第2条では、春日部市を事業主体とすること、第3条の各号では、就学援助の対象者を定めております。

議案書16ページの第4条では、就学援助の額及び対象経費について定めております。

第5条の支給申請では、第2項の新入学児童生徒学用品費等の受給対象者に、新たに義務教育学校の入学予定者を追記したものでございます。

次に第6条の支給認定等につきましては、就学援助の認定、否認定となった際の手続きを定めております。

議案書17ページの第7条では、就学援助費の支給方法及び委任の手続き、第8条では、申請事項に変更が生じた際の状況変更の届出について定めております。

第9条、第10条及び、議案書18ページの第11条では、就学援助費の支給の一時停止、支給認定の取消し、援助費の返還の取り扱いをそれぞれ定めております。なお、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、第12条により別に定めるものとしております。

施行期日でございますが、この要綱は平成31年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置としまして、この要綱は、平成31年度以降の援助費の支給申請について適用し、今年度分までの援助費の支給に係る申請については従前の例によることを定めております。

また、議案書21ページの様式第1号、就学援助支給申請書の裏面及び議案書24ページの様式第2号、新入学児童生徒学用品費等支給申請書の裏面にマイナンバーの記入に係る記述を追記しました。

さらに、議案書22ページ、25ページに、それぞれ別紙として個人番号（マイナンバー）申請用紙を新たに定めたものでございます。

報告第3号につきましては、以上でございます。

植竹教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

植竹教育長

次に、報告第4号 春日部市生涯学習人材情報の登録及び提供に関する要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

根岸課長、お願いします。

根岸社会教育課生涯学習推進担当課長

議案書 33 ページ、報告第 4 号、春日部市生涯学習人材情報の登録及び提供に関する要綱の制定につきまして報告いたします。

それでは 34 ページをご覧ください。

この要綱は、自らの学習の成果、経験、知識、特技等を生かし活動している地域の指導者等に関する情報を登録し、かつ、提供することにより、市民の学習活動、文化活動、スポーツ活動等の生涯学習活動を支援することを目的とするものでございまして、これまでの要綱を廃止し、新たに制定したものでございます。

主な内容としましては、様式の変更が中心となりまして、37 ページをご覧ください。様式第 1 号において、このたび 3 年に一度の登録の有効期間の更新時期を迎えるにあたり、市民により一層登録者の指導できる内容などを詳しくお伝えできるよう、併せて登録届が記入しやすいように内容を整理したものでございます。

また、41 ページ様式第 3 号をご覧ください。こちらは人材情報登録取消申出書でございまして、これまでの要綱では様式の定めがありませんでしたので、付け加えたものでございます。その他所要の字句の整理をいたしました。

なお、この要綱の施行日につきましては、決裁がありました平成 31 年 1 月 17 日でございます。

報告第 4 号につきましては、以上でございますが、報告第 5 号につきましても、関連がございますので併せて報告させていただきます。

植竹教育長

お願いします。

根岸社会教育課生涯学習推進担当課長

それでは 42 ページをご覧ください。

かすかべし出前講座実施要綱の制定でございます。

それでは 43 ページをご覧ください。

この要綱は、市民等で構成された団体からの申請に応じ、当該団体が主催する催し等に春日部市生涯学習人材情報の登録及び提供に関する要綱の規定により、指導者として登録された者または市職員が講師として出向き、専門的な知識又は技術を提供する講座を実施することにより、市民等に対して学習の機会を提供するとともに、市政への理解及び協力を促し、もって生涯学習によるまちづくりを推進することを目的とするものでございます。

このたび、本文中に引用する春日部市生涯学習人材情報の登録及び提供に関する要綱の廃止制定により、引用部分の変更及び字句の整理をするため、本要綱を廃止制定するものでございます。

なお、この要綱の施行日につきましては、決裁がありました平成 31 年 1 月 17 日でございます。

報告第5号につきましては、以上でございます。

植竹教育長

ただいま2件の報告がございました。

報告第4号 春日部市生涯学習人材情報の登録及び提供に関する要綱の制定について、及び、報告第5号 かすかべし出前講座実施要綱の制定について、何かご質問はありませんか。

水沼委員

今現在の登録人数と、どのようなものに登録されているのか、上位3つくらいを教えてくださいいただけますでしょうか。

根岸社会教育課生涯学習推進担当課長

第2条第1項の指導者で、アの講義、実技等を行う方につきましては、今現在、個人ですと213人、団体ですと20団体で、合計ですと233件となっております。イの出前講座の関係ですと、個人で162人、団体で15団体、合計で177件の登録となります。

登録の上位ということでは、1番多いのが文化、教養、趣味の分野でして、これに続くのがスポーツ、健康の分野です。続いては教育、市民生活、国際関係の分野が多くなっております。

以上でございます。

植竹教育長

相当な数の登録がありますが、実際に稼働している数は分かりますか。

根岸社会教育課生涯学習推進担当課長

実績で申し上げますと20件程度です。

活躍の機会を増やすために、生涯学習市民塾を行っておりまして、今年度で申し上げますと前期、中期、後期で合わせまして57教室を開設いたしました。また、遊学1日体験教室につきましては、今年度16教室を開設いたしました。

以上でございます。

植竹教育長

意図的に市で活用しているということですね。

他に、何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

植竹教育長

以上で報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大山学校教育部長

3月定例会につきましては、3月26日、火曜日、午後2時から、本会場、教育センター2階会議室での開催を予定しております。

植竹教育長

以上で、2月定例教育委員会を閉会いたします。